

(株)エコワーク	順守法令一覧表	評価日	
管理版		所属	
1-3		評価者	

※現場は店社安全パトロールにて都度確認を行う。

○ → 順守できている

△ → 法令違反の可能性有

— → 適用範囲外

環境	安全	適用法令(略称)	側面	影響	順守事項	評価 (○△—)
✓		グリーン購入法	事業者の責務 (環境物品の選 択)	環境物品の選択 による地球温暖化 の緩和	事業者はできる限り環境物品等を選択するように努める。	
✓		大気汚染防止法	解体工事等の実 施 (特定工事該当の 確認)	特定工事の適正 判断による大気汚 染の減少・防止	事前調査の実施(特定工事に該当するか)、発注者に調 査結果を書面を交付し説明。現場掲示。	
✓		オフロード法(特定特殊自動車排 出ガスの規制等に関する法律)	特定自動車の使 用	適合自動車を使 用することによる 排気ガスの減少	基準適合表示が付された特定特殊自動車でなければ使 用してはならない。特定自主の検査記録は3年間の保存 義務がある。排出ガスの排出量を増加させない燃料の使 用、点検整備の実施。	
✓	✓	道路交通法	交通規制	過積載・大気汚染 の緩和・防止・交 通安全	交通公害に係る大気汚染による公安委員会の交通規制 への協力。交通ルールを遵守し、道路での事故やトラブル を防止し、安全でスムーズな交通状態を心掛ける。過積載 車両の運転の要求等の禁止並びに違反荷主等への再発 防止命令。	
✓		水質汚濁防止法	事業者の責務(排 出状況の把握、汚 染防止の措置)	浸透・排出を把握 することによる水 質の汚濁防止	事業活動に伴う汚水又は廃液の公共用水域への排出又 は地下への浸透の状況把握。汚濁防止のための必要な 措置を講じる。	
✓		浄化槽法	雑排水の放流 浄 化槽管理者の義 務等	適切な管理による 水質の保持・悪臭 の 防止	保守点検、清掃、水質検査、定期検査、届出、報告等の 義務がある。	
✓		河川法	河川への汚水排 出	汚水の適切な管 理による河川環境 の 保持	1日につき50㎡以上の汚水を排出する場合は河川管理者 へ汚水排出届出を提出する。河川の流水等について河 川管理上支障を及ぼすおそれのある行為をする場合は河 川管理者へ届出。	
✓	✓	騒音規制法	特定建設作業の 実施	地域環境の悪化・ 苦情の発生	作業開始の7日前までに市町村長へ届出。作業敷地の境 界線において、85デシベル以下とする。	
✓	✓	振動規制法	特定建設作業の 実施	地域環境の悪化・ 苦情の発生	作業開始の7日前までに市町村長へ届出。作業敷地の境 界線において、75デシベル以下とする。	
✓		土壌汚染対策法	汚染の除去等の 措置	土壌が汚染される	都道府県知事が指示する汚染除去等の措置を実施する。	
✓		悪臭防止法	工事全般(事故 時)	地域環境の悪化・ 苦情の発生	速やかに復旧し、直ちに事故状況を市町村長に通報す る。	
✓		廃棄物処理法(廃棄物の処理及 び清掃に関する法律)	廃棄物の処理	不法投棄・野外焼 却による環境への 悪影響	不法投棄・野外焼却の禁止。委託先の許可確認、委託契 約の締結。契約書の5年間保存。マニフェストの交付・回 収・照合、5年間保管、未回収戻り票の報告。保管場所の 掲示板設置。産業廃棄物管理票交付等状況報告書・処 理計画書の提出。	
✓	✓	廃棄物処理法(廃棄物の処理及 び清掃に関する法律)	廃棄物の処理	水銀による健康被 害の発生(水銀中 毒)	保管施設に水銀が含まれることを掲示する。他の廃棄物と 混同させないよう措置を行う。処理業者の許可範囲を確認 する。(契約書・マニフェストでの確認)	

環境	安全	適用法令(略称)	側面	影響	順守事項	評価 (○△—)
✓		資源の有効な利用の促進に関する法律	再生資源の利用	資源の不適切な利用による資源不足の発生	指定副産物(土砂、コンクリート、As、木材)の利用及び発生量 再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書。	
✓		建設リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)	建設業の責務	建設廃棄物の増加と処理の困難	設計・施工の工夫により建設資材廃棄物の発生抑制、再資源化等の費用の低減に努める。再資源化された建設資材を使用する様努める。特定建設資材廃棄物について再資源化の実施。	
✓		自動車リサイクル法	使用済自動車の排出	リサイクルされずに不法投棄へつながる	リサイクル料金の支払い、自治体に登録された引取業者への廃車の引渡し。	
✓		家電リサイクル法	特定家庭用機器廃棄物の排出	リサイクルされずに不法投棄へつながる	収集運搬する者、再商品化する者への適切な引渡し、処分を委託する場合は最終処分確認。	
✓		フロン排出抑制法	第1種特定製品の設置	フロンガスの排出による環境破壊	簡易点検の実施(3カ月に1回以上)	
✓		海岸法	廃棄物の処理	廃棄物による環境破壊	海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれのある土石等を捨てる行為の禁止。	
✓		省エネ法(エネルギーの使用の合理化等に関する法律)	エネルギー(燃料、熱、電気等)の使用	CO2の増大による地球温暖の加速	年間エネルギー使用量合計が原油換算1500kl以上になった際は前年度のエネルギー使用量を経済産業大臣に届出。	
✓	✓	特定化学物質障害予防規則	化学物質の取扱い	人体への悪影響	SDS(化学物質安全性データシート)の表示、通知。危険性・有害性等の調査の実施。アセスメント結果に基づき、労働安全衛生法令の措置を講じる。労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう努める。	
	✓	労働安全衛生規則	健康診断	労働者の健康管理	常時使用する労働者を雇い入れるときは、医師による健康診断を行う。また、常時使用する労働者に対しては定期的に医師による健康診断を行う。健康診断結果の記録は5年間保管し、常時50人以上の労働者を使用する場合は、監督署長へ遅滞なく報告を行う。	
	✓	労働安全衛生規則	労働災害防止の取り組み	安全衛生委員会の開催	月1回以上安全衛生委員会を開催する。委員会における議事で重要なもの(議事録)に係る記録を作成し3年間保管をする。	
	✓	労働安全衛生規則	高所作業	墜落・転落	高所作業車を用いた作業・墜落の恐れのある箇所等での作業を行う場合は、墜落防止器具等の保護具を使用し、安全衛生特別教育を受講したものが行う。また、使用前に保護具の点検を行う。	
	✓	労働安全衛生規則	建設機械等での作業	事故の発生	特定自主検査済み建設機械を使用し、必ず運転技能講習等の資格・免許を受けた者が行う。また、始業前点検を行う。	
✓	✓	消防法	危険物の取扱い	火災の発生	少量危険物を取り扱う際は、あらかじめ消防長に届出(指定数量以上の危険物の貯蔵は許可事項)(10日以内の仮貯蔵は除く)	
✓	✓	消防法	定期点検	緊急時の対応難	防災管理点検資格者へ点検を依頼し、その報告書を消防長又は消防署長へ提出。適合している場合は、点検済証を1年間標示。6ヵ月に1回以上消火器の点検を行う。使用期限を経過した消火器や錆や傷等がある消火器は交換を行う。	
✓	✓	建設工事公衆災害防止対策要綱	火気の使用	災害・事故の発生	火気使用は必要限度にとどめ、使用の際は必要に応じて所轄消防署に連絡し、必要な措置を講じる。	

※現場は店社安全パトロールにて都度確認を行う。

○ → 順守できている

△ → 法令違反の可能性有

— → 適用範囲外

環境	安全	適用法令(略称)	側面	影響	順守事項	評価 (○△—)
✓		建設工事公衆災害防止対策要綱	杭作業、地下工事、薬液注入工法	土壌・地下水が汚染される	必要に応じ、地下水汚染防止等必要な措置を講じる義務有り。	
✓	✓	建設工事公衆災害防止対策要綱	付近居住者への概要の周知・協力、事故時の措置	苦情の発生及び事故時の対応難	工事概要を付近の居住者に周知させ、協力を求める。事故が発生した場合、直ちに応急処置及び関係機関への連絡を行い、再発防止を講じる。	
✓		建設工事公衆災害防止対策要綱	地盤沈下の影響が予想される場所	地盤沈下の発生	周辺地盤の影響を検討し、適切な処置を講じる。	
✓	✓	高圧ガス保安法	高圧ガスの使用作業	ガスの引火による災害	ボンベの取扱い上の注意。液化石油ガスの保安基準。	
✓	✓	航空法施行規則	無人航空機の適切な飛行	無人航空機による事故の発生	飛行ルールを順守し、許可・承認の申請手続を確実に行う。	
	✓	粉じん障害予防規則	特別教育(作業者への教育)	粉塵による人体影響の防止・周知	特別教育の実施。特別教育の記録、保存。	
	✓	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症	就業の機会	伝染性の疾病その他の疾病で、厚労省で定めるものにかかった労働者については、その就業を禁止する。労働者の安全・衛生を確保するとともに、病気を理由に安易に就業を禁止し、就業の機会を失わせないように配慮する。	
	✓	働き方改革を推進するための関係法律の整備に課する法律	働き方改革	有給休暇の取得・残業時間の管理	法定の年次有給休暇付与日数が10日以上全ての労働者に対し、毎年5日年次有給休暇を確実に取得させなければならない。残業時間の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできない。	
✓		静岡県生活環境の保全等に関する条例	粉じんの抑制	粉塵による人体への影響(塵肺)	粉じんの飛散防止。	
✓		静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例	運搬又は処分施設の状況	産業廃棄物の不法投棄・不法処理	施設状況の実地確認。記録の5年間保存。	
✓		産業廃棄物適正処理条例(浜松市)	運搬又は処分施設の状況	産業廃棄物の不法投棄・不法処理	施設状況の実地確認。(優良産廃事業者は除く)記録の5年間保存。	
✓		廃棄物適正処理条例(愛知県)	廃棄物の処理能力	産業廃棄物の不法投棄・不法処理	必要な施設並びに知識及び技能を有することを実地に調査確認。	
✓		埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例	残土処理	残土処理における不法な排出及び堆積	500m ³ 以上の土砂を排出する場合は、20日前までに知事へ届出。堆積した場合は10日前までに知事へ届出。3,000m ³ 以上堆積をした場合は、事前に許可申請を知事へ提出。	
✓		神奈川県土砂の適正処理に関する条例	残土処理	残土処理における不法な排出及び堆積	500m ³ 以上の土砂を工事区域外へ搬出する場合は、20日前までに知事へ届出。2,000m ³ 以上の土砂を盛土その他土地への堆積をする場合は事前に知事の許可が必要。	
✓	✓	東京都震災対策条例	地震	地震発生時における逃げ遅れ等の発生	都及び区市町村が作成する地域防災計画を基準とし事業所単体の防災計画を作成しなければならない。	

※現場は店社安全パトロールにて都度確認を行う。

○ → 順守できている

△ → 法令違反の可能性有

— → 適用範囲外

環境	安全	適用法令(略称)	側面	影響	順守事項	評価 (○△—)
✓	✓	東京都帰宅困難者対策条例	地震	復旧、までの食糧の不足による人への影響	従業員が施設内に留まれるように、最低3日分の水・食料等を備蓄する。	
✓	✓	火災予防条例(東京都)	少量危険物の取扱い	引火等による火災の発生	屋外の施設等に消火器等を設置。液状の危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設の床、設備等を、危険物が漏れた場合に拡散しない構造とすること。	
✓		環境確保条例(東京都)	指定建設作業の実施	地域環境の悪化・苦情の発生	指定建設作業においては、80デシベル以下とする。	
✓		環境確保条例(東京都)	指定建設作業の実施	地域環境の悪化・苦情の発生	指定建設作業においては、70デシベル以下とする。	